

「二本松荘」指定通所介護・介護予防通所介護相当サービス 運営規程

■事業の目的

『医療法人社団 春秋会』が開設する「二本松荘」指定通所介護事業所[指定予防通所事業] (以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

■運営の方針

事業所の介護員等は、要介護者等の可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持。並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

■職員の職種、員数、及び職務内容

- | | | |
|-------------------------------------------------------|------|-----------------------------|
| 1 管理者 | 1名 | (常勤職員・介護職員と兼務) |
| 管理者は、事業所従業者の管理及び業務を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。 | | |
| 2 生活相談員 | 2名以上 | (常勤職員・介護職員と兼務) |
| ・生活歴を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導・その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する | | |
| 3 看護師 | 2名 | (常勤職員1名・非常勤職員1名、機能訓練指導員と兼務) |
| ・利用者の状況に応じた健康状態の確認。食事・入浴・排泄・その他日常生活の援助・指導を行なう | | |
| 4 機能訓練指導員 | 2名 | (常勤職員、非常勤職員、看護師と兼務) |
| ・利用者の状況に応じた機能訓練援助・指導を行なう。 | | |
| 5 介護職員 | 7名 | (常勤職員7名) |
| | 2名以上 | (常勤職員・生活相談員と兼務) |
| ・介護職員は指定通所介護の提供にあたる | | |
| 6 調理員 | 2名 | (非常勤職員) |
| ・調理等に係わる業務 | | |
| 7 運転手 | 2名 | (非常勤職員) |
| ・運転等に係わる業務 | | |

■営業日及び営業時間

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------------|
| 1 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。
(8月15日、12月31日から1月3日までを除く) |
| 2 営業時間 | 午前8時30分から午後5時までとする |
| 3 サービス提供時間 | 午前8時30分から午後4時00分までとする |
| 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。 | |

■利用定員

29名を限度とする。

■指定通所介護の内容及び利用料

通所介護の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

(厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する)

1 内容

要介護者等の状態にある方に対し、施設においてその有する能力に応じ、

- 一、 入浴介護
- 二、 排泄介護
- 三、 食事介護
- 四、 日常生活上の世話
- 五、 機能訓練

の実施・援助を行う。

2 利用料

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
- 2 利用料は重要事項説明書に掲載
- 3 その他日常生活に係わる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者またはその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 利用者の希望によって上記 3 の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名・押印を受ける。

■通常の事業の実施区域

通常の事業の実施区域は旧長崎市(H17年1月4日合併以前)とする。

■衛生管理等

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ウ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

■サービス利用に当たっての留意事項

- 1 利用者又は、その家族は利用に際し、指定通所介護事業所サービス利用に当たって利用料・送迎方法及び次の事項について説明を行い、同意を求める。
- 2 管理者は利用者の通所介護計画を作成するために、心身の状況、希望及び置かれている環境などの状況把握を行う。
- 3 介護計画作成後は利用者及びその家族に対し、その内容について説明を行う。
- 4 食事・入浴・機能訓練等、それぞれのプログラムでは通所介護計画に応じ、看護職員・機能訓練指導員、介護職員の適切な指導方法にて実施する。

■緊急時等における対応方法

通所介護の実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

■虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、介護職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- イ 虐待防止のための指針を設備
- ウ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

■身体拘束の適正化に対する指針

- ア 利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。
- イ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族に伝え同意の文章を得る。
- ウ 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
- エ 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- オ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化の為の研修を定期的実施する。

■非常災害対策

- 1 当該事業所において災害又は水害・台風・洪水・地震などの天災により災害が発生したときは自衛消防組織編成(別表)に基づいた具体的計画によるものとする。また年1回の定期的な避難訓練及び消防点検を実施するものとする。
- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

■業務継続計画の策定等

- 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

■その他運営についての留意事項

- 1 従業員の衛生管理
通所介護の提供にあたる職員の清潔の保持及び健康状態に於いて必要な管理を行う。
- 2 勤務体制の整備
事業所は介護職員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - i.採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ii.定期研修 年1回
- 3 守秘義務
職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。また職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 市町村との連携等

事業の実施にあたっては、市町村・在宅介護支援センター・他居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるとともに、サービス事業者・医師又は福祉サービスを提供する者との連絡調整に努める。

5 当該事業所は、適切な通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点より、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止する為に方針の明確化等の必要な措置を講じる。

6 事業所は全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項の規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

7 この規定の定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団「春秋会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

8 付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改訂平成13年11月16日

改訂平成16年7月22日

改訂平成17年7月25日

改訂平成18年3月16日

改訂平成20年1月21日

改訂平成23年2月21日

改訂平成24年3月21日

改訂平成25年5月1日

改訂平成26年4月1日

改訂平成28年4月1日

改訂平成28年6月16日

改訂平成28年7月16日

改訂平成29年4月1日

改訂平成29年8月1日

改訂平成30年4月1日

改訂平成31年1月16日

改訂平成31年4月1日

改訂令和元年10月1日

改訂令和2年4月1日

改訂令和3年4月10日

改訂令和4年6月16日

改訂令和5年6月1日

改訂令和6年4月1日